

花巻市総合計画検討部会設置要領

(設置)

第1条 花巻市まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、花巻市総合計画検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整又は協議し、経営会議に付議するものとする。

- (1) 総合計画の政策及び施策に関する事項
- (2) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討部会の組織は、政策部会及び施策部会で構成する。

(政策部会)

第4条 政策部会は、次の5部会とする。

- (1) しごと部会
- (2) 暮らし1部会
- (3) 暮らし2部会
- (4) 人づくり部会
- (5) 地域づくり・行政経営部会

2 政策部会は、総合計画の政策分野について、調査、研究、調整又は協議する。

3 政策部会は、別表に定める部長等及び課長等で構成し、政策主管部長、政策主管副部長及び政策主管課長を置く。

4 政策主管部長は、会務を総理し、政策部会を招集する。

5 政策主管副部長は、政策主管部長を補佐し、政策主管部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 政策主管課長は、政策主管部長の命を受け、政策部会内の連絡、調整及び取りまとめを行う。

(施策部会)

第5条 政策部会の補助機関として、施策部会を設置する。

2 施策部会は、総合計画の施策分野について、調査、研究、調整又は協議する。

3 施策部会は、別表に掲げる課長等で組織し、施策別の構成は政策主管部長が別途定める。

4 施策部会に施策主管課長を置き、政策主管部長がこれを指名する。

5 施策主管課長は、会務を総理し、施策部会を招集する。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、政策推進部企画調整課総合計画策定室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月17日から施行する。

別表（第4条関係）

◎は政策主管部長、○は政策主管副部長、△は政策主管課長

政策部会名	部 会 員	
	部長等	課長等
しごと部会	◎商工観光部長 ○農林水産部長	△商工労政課長、観光課長 ・農政課長、畜産林務課長 ・政策主管部長が指名する課長等
暮らし1部会	○総務部長 ・生活福祉部長 ◎建設部長 ・上下水道部長 ・消防長	・防災危機管理課長 ・生活環境課長、市民生活総合相談センター所長 △道路建設課長、建築住宅課長、都市整備課長 ・業務管理課長、下水道課長 ・総務課（消防本部） ・政策主管部長が指名する課長等
暮らし2部会	◎生活福祉部長（再掲） ○健康こども部長	△地域福祉課長、長寿福祉課長 ・健康づくり課長、国保医療課長 ・政策主管部長が指名する課長等
人づくり部会	○まちづくり部長 ・健康こども部長（再掲） ◎教育部長	・国際交流室長 ・生涯学習課長、スポーツ振興課長 ・こども課長 △小中学校課長、就学養育課長、文化財課長 ・政策主管部長が指名する課長等
地域づくり ・行政経営部会	○政策推進部長 ・総務部長（再掲） ◎まちづくり部長（再掲）	・秘書政策課長、企画調整課長、財政課長、市民協働参画課長 ・人事課長 △地域づくり課長 ・市民登録課長 ・政策主管部長が指名する課長等